

# 物価高騰対策 販路拡大・人材確保支援助成金

新たな販路開拓や販促・求人等の広報宣伝の取組に対し、その経費の一部を助成します

**上限 3万円** (補助率10/10)

何に使えるの？

- ※ 令和7年4月1日～令和8年1月31日までに補助対象事業及び支払いが完了した経費が対象となります
- ※ 他の補助金との併用はできません

## 販路拡大・販売促進 にかかる費用

- ・パンフレット・ポスター・チラシ等の製作費
- ・折込・ポスティングにかかる費用
- ・新聞・雑誌・地域情報誌等への掲載料
- ・Web宣伝広告費
- ・販路開拓につながるWebサイトの構築・改修費
- ・広告宣伝につながる販促用品の製作費

## 人材確保 にかかる費用

- ・求人情報、求人サイト等への掲載料
- ・人材確保にかかるWebサイトの構築・改修費

## 対象

申請日時点において  
栗東市内に事業所・事務所がある

## 中小企業者

※助成対象費用について「**販路開拓支援助成金**」など  
他の補助金・助成金の支援を受けていないこと

| 業種    | 中小企業      |           |
|-------|-----------|-----------|
|       | 資本金 または   | 常時使用する従業員 |
| 製造業・他 | 3億円以下     | 300人以下    |
| 卸売業   | 1億円以下     | 100人以下    |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下    |
| 小売業   | 5,000万円以下 | 50人以下     |

## 申請 方法

①～⑦の書類を郵送またはご持参ください

- ① 販路拡大・人材確保支援助成金 申請書（様式第1）
- ② 助成対象経費にかかる見積書、及び、請求書の写し
- ③ 実績を確認できるもの（パンフレット・チラシ等の原本、Webページを印刷したもの等）
- ④ 支払いにかかる銀行振込（明細）受領書または領収書の写し
 

・現金払い → 領収書  
 ・銀行振込 → （明細）受領書  
 または 通帳コピー3点（表紙・表紙裏・支出額のページ）
- ⑤ 栗東市内で事業を行っていることがわかるもの
- ⑥ 助成金振込口座の内容が印字されている部分の通帳の写し
- ⑦ 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第2）

《申請先》 〒520-3047 栗東市手原3丁目1-25  
栗東市商工会

## 受付 締切

令和8年2月10日（火） ※1事業所1回限り

※事業実施期間は令和7年4月1日～令和8年1月31日まで

※期限内であっても、予算に達し次第受付終了となりますのでお早めに申請ください

※受付は支払まで完了した事業実施終了後となります

詳細は「実施要領」にて（商工会ホームページでご確認ください）

お問合せ 栗東市商工会 TEL：077-552-0661

裏面へ続く

## 助成対象期間

令和7年4月1日（火）～令和8年1月31日（土）

※ただし、予算に達し次第受付終了。助成対象期間内で支払までの事業完了が前提

## 助成金額

補助対象経費(税抜)の10分の10(千円未満は切り捨て)

上限3万円（1事業所1回限り）

## 採択方法等

- ① 申請書類による書類審査を実施後、採択の可否を決定します  
（軽微な書類上の不備等がある場合は、補正を求めます）
- ② 受付順に採択を行い、予算額に達し次第受付終了【概ね70件程度を想定】
- ③ 採択者には当会より決定通知を送付し、指定の金融機関口座へ送金します

## 助成金の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます

- ・提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき
- ・助成金交付の条件に違反したとき
- ・助成事業の実施について不正行為があったとき
- ・法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

## その他

- ① 申請された書類等は返却しません。申請にかかる一切の費用については、申請者自身の負担とします
- ② 本助成事業は、予算額の枠内で実施する事業であるため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません
- ③ 審査の結果、採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります

| 「物価高騰対策販路拡大・人材確保助成金」と「販路開拓支援助成金」の違い      |                                           |                                           |
|------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
|                                          | 物価高騰対策販路拡大・人材確保助成金                        | 販路開拓支援助成金                                 |
| 対象者                                      | 栗東市内に事業所等がある中小企業者<br>【商工会の会員・非会員を問いません】   | 中小企業・個人事業主である <u>商工会員</u><br>【商工会の会員限定です】 |
| 対象となる費用                                  | ●販路拡大(開拓)・販売促進にかかる費用<br>(販促用品(ノベルティグッズ)可) | ●広告宣伝にかかる費用<br>(ノベルティグッズ不可)               |
|                                          | ●人材確保にかかる費用                               | ●展示会等への参加費用                               |
| 両助成金とも、年賀状・暑中見舞状、カレンダー、名刺、税込10万円以上の看板は不可 |                                           |                                           |

たとえば 栗東市内に事業所がある商工会員様の場合



販促チラシをA、Bの2種類を作成して、「物価高騰対策販路拡大・人材確保助成金」でAの費用の助成を申請、「販路開拓支援助成金」でBの費用の助成を申請



販促チラシを1種類だけ作成して、「物価高騰対策販路拡大・人材確保助成金」と「販路開拓支援助成金」の両方で費用の助成を申請

《申請先》 〒520-3047 栗東市手原3丁目1-25  
栗東市商工会